

川崎市公告第1256号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和8年9月30日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者もしくは委任した者が撤去します。

令和8年9月16日

川崎市長 福田 紀彦

調書	種類	登録番号	場所
R8-03	普通自動車 BMW 180d 白色	登録番号 不明 車体番号 不明	川崎市川崎区東扇島 37-2